

# 申告書確認表【留意事項】

平成31年4月1日以後開始事業年度等分  
単体法人用

この申告書確認表【留意事項】は、申告書確認表を御活用いただく際に留意すべき事項について取りまとめたものです。

項 目	確 認 内 容		留 意 事 項
	No.		
<b>共通事項</b>	1	当事業年度に適用される別表を使用していますか。	当事業年度に対応した別表を使用していない場合には、税制改正に伴う改正事項が反映されないなど、所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。
	2	各別表に記載している前事業年度からの繰越額（期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額を含みます。）は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。	前事業年度からの繰越額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、その繰越額に基づいて算出した所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。 なお、別表五(一)の期首現在利益積立金額や期首現在資本金等の額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、前事業年度に税務上加算した項目の減算漏れ、特定同族会社の課税留保金額、寄附金の損金不算入額等の計算に誤りが生じることがあります。
	3	法人税関係特別措置の適用を受ける場合、適用額明細書を添付していますか（租税透明化法第3条参照）。	法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させるもの等の適用を受けるためには、適用額明細書の添付又は提出が必要となります。
	4	組織再編成が行われた場合、組織再編成に係る契約書等の写し及び主要な事項に関する明細書を添付し、適格判定を行っていますか。	適格判定に誤りがあった場合には、移転資産等に係る多額の譲渡損益等の申告調整が必要となる場合があります。
<b>法人税額及び 地方法人税額の計算 別表一・ 一次葉</b>	5	別表一の15欄及び43欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。	左記の金額を正しく記載していない場合には、税額の計算に誤りが生じることがあります。
	6	地方法人税額の計算につき、別表一次葉の56欄～59欄により計算していますか。また、別表一の40欄の金額は、別表六(二)の50欄の金額と一致していますか。	左記の金額が一致していない場合には、地方法人税額の計算に誤りが生じることがあります。
	7	当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人又は適用除外事業者（当事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人）であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。	左記の法人であるにもかかわらず、軽減税率を適用している場合には、税額が過少となります。
<b>同族会社等の判定 別表二</b>	8	21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。また、同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていませんか。	記載誤りの結果、同族会社等の判定に誤りがあった場合には、特定同族会社の課税留保金額が生じることがあります。
	9	17欄が50%超で、当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている場合、別表三(一)を作成していますか。	別表三(一)を作成していない場合には、特定同族会社の課税留保金額の計算に誤りが生じることがあります。
	10	貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を1欄の内書に記載し、その記載した数を3欄及び12欄において分母から除いて割合を算出していますか。	自己株式数を分母から除いて割合を算出していない結果、同族会社等の判定に誤りがあった場合には、特定同族会社の課税留保金額が生じることがあります。